

学校法人大東文化学園 大学卒業生評議員 候補者募集要項

1. 定数：

12名（寄附行為第32条第1項第5号）

※大東文化大学第一高等学校及び大東文化大学附属青桐幼稚園を含む

※大東文化学園寄附行為 URL

https://www.daito.ac.jp/cr_att/0011/40024_320120_010.pdf

2. 評議員の職務等：

- ・ 定例評議員会（2月・6月）及び臨時評議員会への出席
（大学板橋校舎内会議室を予定）
- ・ 監事の選任及び学園の業務に関する重要事項について意見を述べる、役員との諮問に応じるなど
- ・ 報酬有（交通費別途支給）

3. 任期：

令和7年6月に開催される定時評議員会終結の時から

令和10年6月に開催される定時評議員会の終結の時まで

4. 応募資格：

次の資格をすべて満たしている方（**自薦のみ**）

（1）大東文化大学（既に廃止となった学部・学科及び大学院修了者を含む。）を卒業した者

（2）令和7年1月1日現在で満25歳以上であること

ただし、次のいずれかに該当する方は除く

イ. 令和7年3月末時点で本学園の教職員である者

ロ. 私立学校法及び寄附行為等が定める欠格事由又は解任事由に該当する者

ハ. 評議員就任時点で本学園の教職員である者

二. 本学園の役員及び評議員並びにこれらの候補者及び就任予定者で、5号評議員就任時の任期が重複する者

■学校法人大東文化学園役員及び評議員選任基準（抜粋）

3 評議員

（1）理事会及び理事会以外の評議員を選任する各機関（以下、「各選任機関」という。）は評議員を選任するに当たり、私立学校法及び寄附行為が定める欠格事由又は解任事由に該当しないこと及び私立学校法が定める、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して選任が行われなければならないことその他、次の各号に定める基準によるものとする。

①私立学校法が定める、私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者であること

②社会・経済の情勢等学園を取り巻く状況に関心を持ち、より外部、中立的な視点から学園の経営を監督するとともに高い倫理観を有していること

③就任時において満 75 歳未満であること

(2) 前項第 3 号の規定にかかわらず、各選任機関はその者の評議員としての実績等を客観的に評価して、学園の組織運営上、その者に新たに又は継続して評議員を務めさせることが不可欠である特別の事情があると認めるときは、1 期に限り評議員とすることができる。この場合、各選任機関はその者を評議員とすることとする特別の事情を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

5. 応募締切り：

令和 7 年 1 月 31 日 (金) 【必着】

6. 応募手続き：

応募者は、次の必要書類を揃えて、下記宛先にレターパックライト(青)で郵送してください。なお、書類の不足・記載漏れ等ある場合は、受け付けない場合もございますので、ご注意ください。

(1) エントリーシート

本学 HP から様式をダウンロードし作成してください。(写真貼付)

(2) 履歴書

本学 HP 掲載の様式を参考に作成してください。

7. 書類送付先：

〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1

大東文化大学 学務部 宛

「評議員応募書類 在中」とご記入ください。

8. 採否の連絡：

選考結果は 本人宛に原則として電子メールにて通知いたします。

※選考に関する問い合わせには応じられません。

9. 注意事項：

提出された関係書類は返却いたしませんのでご了承ください。また、個人情報や評議員候補者選考及び就任いただいた際の事務手続きのみに使用し、終了後は学園にて廃棄致します。

10. 問合せ先：

大東文化大学学務部学務課 電話：03-5399-7333

(平日 9:00～11:20、12:20～17:00 ※土日祝除く)

(冬季休業期間：2024 年 12 月 25 日～2025 年 1 月 6 日)

以上